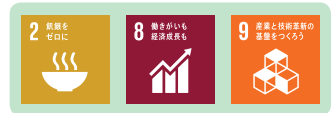


第3章

基本施策



1 農業の収益性向上を図る生産基盤整備

生産コストの低減を図る農地の大区画化^{*1}、所得向上を目指した高収益作物への転換を可能とする水田の汎用化・畑地化などの生産基盤整備を実施します。また、生産基盤整備事業を契機とした農地集積・集約化や法人化を後押しし、担い手の経営体質強化を図り競争力を高め、力強い担い手が活躍できる生産基盤をつくることで攻めの農業を推進します。

(1) 担い手への農地集積を図る生産基盤整備

- 区画整理などにより生産基盤の充実を図るとともに、生産基盤整備事業を契機とした担い手への農地集積を加速させ、生産性の向上を図ります。
- 担い手への農地集積率をより一層向上させるため、農地中間管理事業^{*2}や生産基盤整備事業の負担軽減を図る制度の活用を推進します。
- 農作物の品質向上と収益性の高い農業生産を可能とするため、畑地かんがい施設等を整備し、担い手の競争力と経営体質の強化を図ります。
- 区画拡大や暗渠排水等の耕作条件の改善を図る地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな整備を推進するとともに、担い手への農地集積を推進します。

数値目標	H30(基準年)	R7(目標年)
生産基盤整備事業を契機に担い手へ集積する農地面積	256ha	517ha

松義中部地区(富岡市・安中市)



【事業実施前】
不整形・狭小なほ場が分散していたことから、非効率的な営農となっていました。



【事業実施後】
区画整理により、大型機械が導入可能な効率的な生産基盤に改善されるとともに、担い手への集積・集約化が進みました。

(2) 営農条件改善のための生産基盤整備

- 畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等を実施し、地域の実情に応じたきめ細やかな生産基盤の整備を行います。
- 野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、地域や関係機関と一体となり、鳥獣被害防止対策を支援します。
- 基幹的な農道において農道保全対策計画に基づく、計画的な補修、補強対策を実施し、農道機能の維持・保全を図ります。

五箇谷地区（板倉町）



畦畔除去や反転均平による簡易な整備手法を活用した区画拡大を支援します。

上区地区（みなかみ町）



鳥獣被害防止特措法による市町村の被害防止計画に基づき、鳥獣害防護柵の設置等を支援します。

(3) スマート農業に対応した生産基盤整備の推進

- 水田における水管理の省力化、高収益作物への転換により所得向上を図るため、暗渠排水と地下かんがい機能を併せ持つ「地下水位制御システム」^{※3}の導入を検討します。
- 農家の労働力不足と営農にかかる管理省力化、コスト低減を図るため、自動走行農機に対応した農地整備やICT^{※4}を活用した水管理、農村における情報通信環境の整備について検討します。

【用語の解説】

※1 大区画：1区画が50a以上のほ場のこと。

※2 農地中間管理事業：農地を貸したい方や、農業経営をリタイアする方などから、「農地中間管理機構」が農地を借受け、地域の中心的な担い手や、新たに参入する農業者の方に貸し付けることにより、農地の有効利用を進める事業のこと。

※3 地下水位制御システム：水田を畑利用するために設置した暗きょ管に、地下かんがい機能と水位制御機能を付加することで、湿害と干ばつの両方に対応したシステムのこと。

※4 ICT：Information and Communication Technology、情報通信技術の略称のこと。

2 持続的な農業用水の安定供給

持続的に農業用水を安定供給できるよう、農業水利施設の適時・適切な長寿命化対策を行います。また、これら農業水利施設を管理する土地改良区では、組合員の高齢化や後継者不足等により、今後、適切な維持管理が困難になることが予想されるため、将来を見据えた管理体制の構築を図ります。

(1) 農業水利施設の長寿命化

- 既存施設について、機能保全計画※¹に基づいた適時・適切な保全対策により、ライフサイクルコスト※²の低減と費用の平準化を実現し、農業水利施設の長寿命化を図ります。
- 現行の耐震基準を満たしていない農業水利施設について、地震対策※³を行います。

数値目標	H30(基準年)	R7(目標年)
基幹農業水利施設の長寿命化対策工事を完成させる地区数	14地区	29地区

美野原地区頭首工(中之条町)



【事業実施前】
造成から60年以上が経過したため、摩耗により骨材が露出し、頭首工機能を維持するための対策が必要な状況となっていました。



【事業実施後】
高強度モルタルを使用した断面修復工法により、頭首工の長寿命化を図ることができました。

【用語の解説】

- ※¹ 機能保全計画：施設の機能が失われることがないよう保全するための改修・補強計画のこと。
 ※² ライフサイクルコスト：施設の建設維持管理、修繕、解体までの生涯コストのこと。
 ※³ 地震対策：耐震性を有していない施設について、現在の耐震基準を満たすよう補強工事を行うこと。

(2) 土地改良区の体制強化

- 土地改良区が農業水利施設を安定的かつ適正に維持管理できるよう、「土地改良区体制強化基本計画※¹」に基づき、将来を見据えた管理体制の強化を支援します。
- 農業水利施設の維持管理を円滑に行うことができるよう、維持管理計画書※²の見直しや複式簿記の導入・活用について支援します。

(3) 農業水利施設の維持管理合理化

- 水田整備に併せた用水路のパイプライン化の推進やICTを活用した水管理システムの導入など地域の管理体制に応じた水管理労力の軽減を検討します。
- 地域農業の将来を見据え、農業水利施設の維持管理の合理化を図るため、用水再編の検討と必要な支援を行います。
- 土地改良施設の維持管理費の低減を図るため、農業用水を活用した小水力発電施設の導入を支援します。

水管理システムの導入検討



ほ場に設置された水位センサにより、水位の遠隔監視や給排水の遠隔操作等が可能となる水管理システムの導入について検討を行います。

小水力発電の調査



発電量調査を行うなど、土地改良区が管理する施設の維持管理費低減を図るため、小水力発電施設の導入を支援します。

[用語の解説]

※¹ 土地改良区体制強化基本計画：土地改良区の組織運営基盤や事業実施体制の強化に向けた取組について、土地改良区が自ら考え、主体となり、今後の中長期的な対応方針として定める計画のこと。

※² 維持管理計画書：土地改良施設の管理主体が、管理すべき施設の種類及び管理方法を定めたものこと。

3 安全安心な農村づくり

近年、集中豪雨や大規模地震などの自然災害が多発しており、その影響によりため池が決壊し、甚大な被害が発生しています。また、台風が大型化していることや、大規模な地震が予想される断層が県内でも確認されており、甚大な被害の発生が懸念されています。

これら豪雨や地震などの自然災害から、農業への被害を軽減するとともに、県民の生命、財産や公共施設等を守るため、必要な防災減災対策を講じ、災害に強い農村づくりを推進します。

(1) 防災重点ため池の豪雨・地震対策

- 防災重点ため池が決壊した場合などの緊急時の迅速な避難行動につなげるハザードマップを作成し、地域住民へ周知する取組を支援します。
- 防災重点ため池の豪雨・地震における詳細調査を推進し、自然災害時におけるため池の安全性を把握する取組を支援します。
- 豪雨・地震における詳細調査の結果、必要な現行基準を満たしていない防災重点ため池の豪雨・地震対策工事を計画的かつ集中的に行い、農村の安全安心を確保します。

数値目標	H30(基準年)	R7(目標年)
ハザードマップの作成及び豪雨・地震における詳細調査を完了させる防災重点ため池数	45箇所	197箇所 (全防災重点ため池)

大谷池(藤岡市)



堤体の土質を把握し、地震時におけるため池の耐震性能を検証します。



緊急時における地域住民の迅速な避難行動につなげるハザードマップを作成し、周知する取組を支援します。

(2) ため池の管理体制整備

- ため池管理者に対し、新たに制定された「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の周知を図るとともに、ため池の管理・保全が適切に行われるよう支援します。
- 緊急時等における速やかな情報共有が図られるよう、ため池管理者、市町村及び消防署や警察等の関係機関も含めた緊急連絡体制を毎年度構築します。
- ため池の適正な管理・保全が図られるよう、ため池管理者等に対して研修会の開催やため池の日常点検におけるチェックポイント等の指導・支援を市町村と連携して行います。

(3) 農村の防災減災対策

- 老朽化した、ため池の改修を実施し、農村の安全安心を確保します。
- 農地等に湛水^{※1}被害が発生している地域においては、被害の軽減・防止を図るため、排水能力の向上を行います。
- 石綿セメント管が使用されている農業用管水路は、施設の破損による地域住民の健康被害を未然に防止するため、硬質塩化ビニル管等への敷設替え工事を行います。
- 地すべり防止区域において、地域住民と連携した監視体制を継続して構築するとともに、地すべり防止施設の機能保全対策を計画的に実施します。
- 農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を行います。
- 「流域治水^{※2}」に寄与する農業農村整備事業の取組を検討するとともに、「田んぼダム^{※3}」の実施について農業者等への普及啓発を図ります。

大久保地区（太田市）



雨水を貯留する調整池や排水路を整備し、農地等への湛水被害を軽減します。

久留馬地区（高崎市）



石綿（アスベスト）が含まれている農業用管路を撤去し、曝露による健康被害を防止します。

【用語の解説】

※1 湛水：排水機能の低下などにより、地表排水が完全に行われなため農地や農道などが水で覆われること。

※2 流域治水：該当する河川流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策のこと。

※3 田んぼダム：降雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑え、下流域の浸水被害リスクを低減させるため、水田の排水口に流出量を抑制する堰板の設置等を行い、水田の一時貯留能力を高める取組のこと。

4 魅力ある農村の構築

農業・農村が有する水源の涵養、国土の保全、良好な景観の形成などの多面的機能の維持・発揮を図るため、農地や水路など農村の地域資源を適切に保全・管理するとともに、農村における生活環境の整備・改善に取り組み、暮らしやすく、活力ある農村づくりを推進します。

(1) 地域の協働活動による多面的機能の維持・発揮

- 多面的機能支払交付金による水路の泥上げや農地法面の草刈り等の地域資源の基礎的保全活動、植栽による景観形成や遊休農地^{*1}の有効活用など地域資源の質的向上を図る共同活動、また老朽化した施設の長寿命化対策などの地域活動について支援を行います。
- 農家の高齢化や後継者不足、担い手の大規模化など、地域農業の構造が変化していく中で、協働活動が継続していくよう、活動組織の合併や広域化、外部団体の活用、人・農地プラン^{*2}の検討など地域の課題を反映した地域資源保全管理構想^{*3}の作成を支援します。

数値目標	H30(基準年)	R7(目標年)
農地・農業用施設の維持・保全が図られた農地面積	17,748ha	20,000ha

農地維持活動(明和町)



農業者等の活動組織による農地周り・水路・農道の刈り払いや堀浚いの活動状況。

資源向上活動(藤岡市)



地域住民を含んだ活動組織による農村環境の良好な保全を図るための植栽状況。

(2) 農村生活環境の保全整備

- 農村の生活環境の維持・向上を担う農業集落排水施設^{*4}について、最適整備構想^{*5}に基づく合理化や計画的な保全対策、耐震性能診断を支援します。
- 農村における農村環境整備や地域活性化施設整備など農村の生活環境の改善を支援し、農村の集落機能の維持及び強化を図ります。
- 事業化に伴い農村における希少動植物などの保護を行い、環境に配慮した整備を実施します。

[用語の解説]

- ^{*1} 遊休農地：農地法第32条第1項各号のいずれかに該当するもので、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(第1号)」、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地(第2号)」
- ^{*2} 人・農地プラン：それぞれの集落・地域において話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来設計図」のこと。
- ^{*3} 地域資源保全管理構想：多面的機能支払交付金の活動組織が地域資源の保全管理等、地域として取り組むべき活動の方向性や方策についてとりまとめたものこと。
- ^{*4} 農業集落排水施設：農業集落における、し尿や生活雑排水等の汚水等を処理する施設のこと。
- ^{*5} 最適整備構想：処理区ごとの污水处理施設や管路施設の機能低下等を調べる機能診断調査に基づいて、今後の施設の補修・改築等について計画的かつ効率的な実施を踏まえた対策方針を市町村単位でとりまとめた構想のこと。



5 地域資源を活かした中山間地域の振興

人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、自然に恵まれた農業・農村は心の豊かさを求める「田園回帰」や、やすらぎ、憩いを求める都市住民との交流の場となっており、移住や定住などを通して農業・農村の魅力が近年、再認識されています。さらに、ニューノーマルの価値観において、中山間地域の持つ価値や魅力への関心が高まっています。本県における中山間地域特有の風土、歴史、農業体験などの地域資源を活用し、地域の活性化に取り組みます。

また、高齢化や人口が減少している中山間地域の農業を支援し、将来に向けて農業生産を維持する活動を支援し、耕作放棄地の発生防止や集落活動の維持を図ります。

(1) グリーン・ツーリズム、農泊の推進

- 都市農村交流や関係人口の増加による地域活性化を図るため、農村における自然、文化、人々との交流など地域資源を活用し、農村に新たな価値を創出するグリーン・ツーリズムや農泊等の事業を支援します。
- 都市住民や若者など多様な人材と協働し、地域の実態に即して地域課題を解決する事業を支援します。

数値目標	H30(基準年)	R7(目標年)
「農泊モデル地区」の支援数	0地区	3地区

農泊モデル地区の支援



地域住民の参画や合意形成を促し、将来構想を策定する話し合いを行います。

グリーン・ツーリズムの推進



農村における自然、文化等の地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取り組みや体験プログラムの作成を支援します。

(2) 中山間地域の農業生産活動の支援

- 高齢化や人口減少が著しい中山間地域において、農業生産活動が継続的に行われるよう、中山間地域等直接支払制度を推進し、集落の活動体制の維持・強化を図ります。

(3) 中山間地域の特性を活かした整備構想策定

- 中山間地域の基幹産業である農業の活性化を図るため、歴史・伝統文化・自然環境等地域固有の特性を活かした「元気な地域づくり」整備構想^{*1}を市町村や地域住民と協力して策定します。

[用語の解説]

^{*1} 「元気な地域づくり」整備構想:「中山間元気創生基盤整備構想策定」のこと。中山間地域において新規就農者等が、地域の営農状況を踏まえ、農業生産が行えるよう県が地域資源を活用した整備構想を策定すること。